



# くらしのフレッシュ便

広島県生活センター

## 相談ファイル

### 車のキャンセルに応じてもらえない！

#### 《相談事例》

クレジット払いで100万円の中古車の購入契約をした。信販会社からの確認電話には了承の返事をしたものの、支払えそうにないので後日解約を申し入れたら、販売店から25%の解約料を請求された。  
(30歳代女性)

#### 《アドバイス》

車の申込みをキャンセルしたいという相談は数多くありますが、その場合、契約が成立しているかどうかということが大きなポイントになります。

契約の成立日は、現金(又は自社クレジット)販売の場合は(1)自動車の登録日(2)注文により販売会社が改造・架装・修理に着手した日(3)自動車の引渡し日のいずれか早い日となり、信販会社等のクレジットを利用する場合は、信販会社等の承諾時となります。

この相談の場合は、すでにクレジット会社からの確認が済んでおり、契約は成立していますので、消費者の都合で一方的な解約はできず、販売店は損害賠償(解約料)を請求できることとなります。

ただし、消費者契約法により「損害の額を超える解約料等の不当な契約条項は無効」となりますので、解約料の額に納得がいかなければ、請求明細書の提出を求めて減額交渉するといいいでしょう。

自動車は、登録や保険、納税の手続も伴う高額な商品ですから、契約はよく考えて慎重にしたいものです。



## 情報ファイル

### イチョウの葉食品の安全性

イチョウの葉のエキスは、特に脳血液循環を改善するなどの効果が認められ、ドイツやフランスなどでは医薬品として利用されています。

日本では食品として扱われ、「頭がよくなる」「痴呆防止に効果あり」等のイメージで多くの商品が販売されていて、最近、通信販売や訪問販売を中心に市場規模は拡大しつつあります。

しかし、国民生活センターには、イチョウ葉食品によって湿疹、腹痛、下痢などの症状が出たという情報のほかにアレルギー症状と見られる事例も寄せられています。

イチョウ葉には有効成分といわれているイチョウ葉特有の成分(テルペノイド、フラボノイド)のほかに、アレルギー物質である「ギンコール酸」が葉と外種皮に多く含まれており、いわゆる健康食品を製造する場合には、ギンコール酸の除去を行わないと商品中に高濃度で残存してしまいます。

購入する際、「葉の粉砕物(粉末)」を使用した商品はイチョウの葉をそのまま材料としているため、ギンコール酸が多量に含まれていて、アレルギー症状が出る心配があるので注意した方がいいでしょう。「葉の抽出物(エキス)」を使用したものの中にも、ギンコール酸が検出されたものがあるので、表示の中にイチョウの葉特有の成分表示のあるものを選びましょう。

また、茶類については、お茶を煮詰めるとギンコール酸が溶出するので、長時間煮詰めないように気をつけましょう。



## 消費生活相談状況(9月) ※11月22日現在確定分

県内の相談窓口で9月中に受付けた消費生活相談は、2,060件ありました。  
主な苦情相談は次の表のとおりです。

### 9月の苦情相談ワースト5

順位	商品・役務	相談件数	主な相談内容
1	情報提供サービス	380	登録無料とあったので登録はしたが、一度も利用していない 出会い系サイトの会社から1年前の登録料の請求を受けた など
2	融資サービス	291	債権回収業者から「債権譲渡通知書を見たか」という覚えのない 借金の請求ハガキが届いた など
3	教室・講座	104	10年前に終了した通信教育について、「別の講座が残っている。 この講座を契約すれば完了とする。」と電話があった など
4	電話サービス	84	国際電話の請求が来て、インターネット中にプロバイダを変更 されたと気がついた。支払わなくてははいけないか など
5	書籍・印刷物	67	1年間無料だからと雑誌が一方的に職場宛てに送られてきた ので断りたい など

## ～お知らせ～

### パネルコーナー12月展示

### ～ 契約に強くなろう ～

私たちは日頃何気なく契約をしていますが、契約をめぐるトラブルはしばしば起こっています。  
契約についてよく理解し、トラブルにあったときの対処法について知っておきましょう。

### 消費者啓発講座

日時	場所	テーマ	対象者	講師
12月10日(火) 13:30～15:00	廿日市市 阿品台公民館	悪質な訪問販売にご用心!	高齢者	消費生活アドバイザー 国政義江 センター職員
12月13日(金) 10:00～11:30	廿日市市 四季が丘公民館	悪質な訪問販売にご用心!	高齢者	消費生活コンサルタント 新中裕子 センター職員
12月18日(水) 13:30～15:00	布野村 布野村民会館	悪質な訪問販売にご用心!	高齢者	消費生活コンサルタント 新中裕子 センター職員

### 広島県ホームページ

消費生活に関する相談事例や解決策、消費生活上の豆知識などをわかりやすく説明しています。  
<http://www.pref.hiroshima.jp/kenmin/seibun/info/top.htm>

### 広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階  
消費啓発グループ TEL 082-513-2731